

宴会・催事約款

グランディエールブuketーカイ(以下当施設と称します)では、ご宴会、又は催し物に伴う宴会場の利用に関して、次のとおり約款を設けておりますので、予めご了承ください。

1. 適用範囲について

宴会、又は催し物(以下宴会等を称します)で宴会場をご利用になる場合に、当施設がお客様と締結する契約(以下宴会等契約と称します)は、この約款の定めるところによるものとします。尚この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 宴会等契約のお申込みについて

お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申込みください。お申込金の額は、宴会等の内容により当施設より提示させていただきます。お申込金をお支払いいただけない場合は、お申込みは撤回されたものとし、会場をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。お申込金は、宴会等代金、取消料のそれぞれ一部に充当させていただきます。

3. 宴会等契約の成立について

宴会等契約は、当施設がご契約のお申込を受諾し、お申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。

4. 内金について

宴会等契約が成立したときは、宴会等の見積金額を内金として当施設が指定する日までに、現金又は銀行振込にてお支払いいただけます。内金を当施設が指定する日までにお支払いいただけない場合は、お申込みは撤回されたものとし、会場をご利用いただけなくなりますのでご注意ください。この場合、お取消しの場合に準じて算出した下記5の取消料をご請求させていただきますので、ご了承ください。内金のお支払い後に追加見積金額が発生した場合は、追加した日の翌日までに追加分をお支払いください。開催日当日の追加料金につきましては、宴会等終了時にお支払いください。

5. お客様よりのお取消しについて

お客様の都合により宴会等契約の全部又は一部をお取消しされます場合並びに期日を変更されます場合には、下記の内容によりご精算させていただきますのでご了承ください。

- お申込日より開催日から起算してさかのぼって91日前まで
取消料— 手配済み実費諸費用
変更料— 手配済み実費諸費用
- 開催日から起算してさかのぼって90日前から61日前まで
取消料— ご使用予定会場の会議料金3時間該当分の50%
手配済みのものは実費請求させていただきます。
変更料— 手配済み実費諸費用
- 開催日から起算してさかのぼって60日前から31日前まで
取消料— ご使用予定会場の会議料金3時間該当分の100%
手配済みのものは実費請求させていただきます。
変更料— 手配済み実費諸費用
- 開催日から起算してさかのぼって30日前から11日前まで
取消料— お見積金額の60%
手配済みのものは実費請求させていただきます。
変更料— ご使用予定会場の会議料金3時間該当分の30%と手配済み実費諸費用
- 開催日から起算してさかのぼって10日前から2日前まで
取消料— お見積金額の80%
手配済みのものは実費請求させていただきます。
変更料— ご使用予定会場の会議料金3時間該当分の100%と手配済み実費諸費用
- 開催日の前日及び当日
取消料— お見積金額の100%
変更料— お見積金額の100%

6. 料理数の変更について

料理数の最終変更については、10名を超える変更については開催日の7日前の正午までに、それ以外の変更については開催日の2日前の正午までに施設担当係員にご連絡ください。それ以降は、全て手配が完了いたしておりますので当日出席人数が予定人数より減少した場合でも開催日の2日前までに確定した最終数の料金を申し受けます。

7. その他手配品の数の変更・取消しについて

宴会等において利用される手配品及び参加者に配る記念品等の数の変更・取消しについては、開催日の7日前の正午までに施設担当係員にご連絡ください。それ以降の変更については応じかねます。但しすでに手配が完了している別注品については変更・取消しできませんのでご了承ください。

8. 宴会時間と追加料金について

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は、所定の会場費をお支払い頂きます。事前準備に1時間以上要する場合、又は宴会時間を超過した場合は、料金表所定の追加会場費を頂戴いたします。

9. 設営・装飾・余興などの手配について

ご宴会等に関する設営・装飾・装花・音響・照明・映像・余興・記念品、その他につきましては、当施設指定の取扱い会社をご利用ください。お客様のご都合で当施設指定取扱い会社以外の取扱い会社をご利用になる場合は、宴会等を円滑に行うため事前に施設の了解を得たうえでお手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱い会社が行うご宴会等に関する設営・装飾・装花・音響・照明・映像・余興・記念品、その他の機器及び材料等の搬入・搬出・設置方法・設置場所等につきましては、当施設の美観・安全・動線等を考慮した一定のルールにしたがって行っていただきます。

10. 損害賠償について

お客様、あるいはお客様が直接依頼された取扱い会社、関係者の方が、万一当施設の設計・什器備品等を破損した場合は、お客様、あるいはお客様が直接依頼された取扱い会社、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

11. 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- 犬、猫、小鳥、家畜類、昆虫、その他一切の動物の持込み。但し、盲導犬、介助犬等の介護目的の犬を除く。
- 発火又は引火性の物品、有毒ガス、又は人体に重大な影響のある病原体・物質などの危険物の持込み。
- 悪臭・異臭を発生するものの持込み。
- 他の宴会場のお客様にご迷惑を及ぼすような騒音、振動。
- 法令又は公序良俗に反する行為。
- ご予約時の使用目的以外のご利用。
- 施設備品等の移動。
- 飲食物の持込み。
- その他、法律で禁じられる行為。

12. 当施設よりの宴会等契約の解約について

当施設は次の場合において、ご宴会等のお申込をお断りするか、又はすでにご契約いただいている宴会等契約をお取消しさせていただきます。尚この場合、損害賠償等のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。尚お申込金、内金につきましては、すでに手配済み実費諸費用を差し引いてご返金いたします。

- お客様及び宴会等への出席者が、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当施設が判断した場合。又は同行行為をしたと認められるとき、及び他のお客様にご迷惑をおかけすると当施設が判断したとき。
- 宴会等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 上記1~11の約款に違反する場合は、あるいはそのおそれがある場合。
- お客様及び宴会等への出席者が、他のお客様の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症者と明らかに認められる場合。
- 天災地変、火災、暴動、官公署の命令、その他やむを得ない事情により宴会場を使用することができない場合、あるいは宴会等の実施が不可能になるおそれが極めて大きい場合

13. 暴力団排除について

1 契約の締結の拒絶

当施設は、次に各号の一に該当する場合、宴会等契約の締結を拒絶する。

- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であることが判明した場合。
- お客様が当施設との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当施設の信用を毀損し、または当施設の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由があったとき

2 宴会利用契約締結の拒否および解除

当施設は、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また宴会利用契約を締結した場合は契約を解除するものとします。

- 宴会場に出席する利用客のなかに次の事由に該当する者がいる場合
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- 当施設の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 当施設もしくはその従業員に対し、暴力的行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

